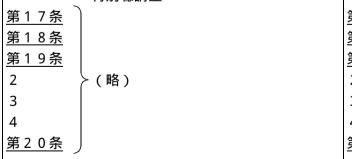


- 3 前項の専目科目80単位は、専門科目規程に定 3 める基礎法学及び政治学の領域に属する科目から 6単位、公法及び民刑事法の領域に属する科目か ら6単位のほか、演習2単位を含む。ただし、演 習は、やむを得ない事情があるとき、他の専門科 目4単位をもつて代えることができる。この場合 においては、前項の「専門科目80単位」及び「合 計128単位以上」は増加するものとする。
- 4 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、 第2項の単位数に算入することがある。
 - (1) 第6条から第8条までの規定により他学部並 びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は 短期大学において履修し修得した単位数
 - (2) 第9条の規定により外国の大学又は短期大学 が行う通信教育における授業科目を我が国にお いて履修し修得した単位数

- 5 第11条の規定により他学部又は他大学から本 5 第10条の規定により他学部又は他大学から本 学部に転学した場合における転学前に履修し修得 した単位数は、教授会の議を経て、第2項の単位 数に通算することがある。
- 修得した単位数を第2項の単位数に算入するとき は、通則第22条第4項の規定により、教授会の 議を経て、一定の期間を第10条第1項の修学期 間に通算することがある。

7 (略)

第6 外国学生、科目等履修生、聴講生及び 特別聴講生



- 前項の専目科目80単位は、別に定める基礎法 学及び政治学の領域に属する科目から6単位、公 法及び民刑事法の領域に属する科目から6単位の ほか、演習2単位を含む。ただし、演習は、やむ を得ない事情があるとき、他の専門科目4単位を もつて代えることができる。この場合においては、 前項の「専門科目80単位」及び「合計128単 位以上」は増加するものとする。
- 4 次の各号に掲げる単位数は、教授会の議を経て、 第2項の単位数に算入することがある。
 - (1) 第5条から第7条までの規定により他学部並 びに他の大学又は短期大学及び外国の大学又は 短期大学において履修し修得した単位数
 - (2) 第8条の規定により外国の大学又は短期大学 が行う通信教育における授業科目を我が国にお いて履修し修得した単位数

- 学部に転学した場合における転学前に履修し修得 した単位数は、教授会の議を経て、第2項の単位 数に通算することがある。
- 6 第4項第4号の規定により科目等履修生として 6 第4項第4号の規定により科目等履修生として 修得した単位数を第2項の単位数に算入するとき は、通則第22条第4項の規定により、教授会の 議を経て、一定の期間を第9条第1項の修学期間 に通算することがある。

7 (同 左)

第7 外国学生、科目等履修生、聴講生及び 特別聴講生



この規程は、平成21年4月1日から施行する。